

令和8年度指定管理者募集方針について

1. 募集施設

(1) 施設数

令和8年8月募集施設	3施設
うち福祉文教委員会所管施設	1施設
うち産業建設委員会所管施設	2施設

(2) 募集施設及び募集方針

別紙のとおり

2. 募集（更新）しない施設

(1) 施設数及び施設名

廃止予定の施設	1施設
うち産業建設委員会所管施設	1施設
・野麦オートビレッジ	
指定管理から直営管理へ変更する施設	1施設
うち産業建設委員会所管施設	1施設
・そばの里荘川	
現行指定期間を2年延長する施設	1施設
うち産業建設委員会所管施設	1施設
・四十八滝公園	

3. 募集期間

令和8年8月3日（月）～令和8年9月11日（金）

《参考》

- ・高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（抜粋）

（指定管理者の公募等）

第2条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

（1）～（7） （略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公募によらず指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定することができる。

（1）施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが適当であると認める場合にあって、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を選定するとき。

（2）～（5） （略）

3 （略）

- ・高山市指定管理者制度運用ガイドライン（抜粋）

＜非公募にて選定することができる団体等＞

本市が出資している法人または公共団体若しくは公共的団体

＜非公募に関する分類区分＞

施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが適当であると認める場合

（非公募に関する分類区分）

分類区分	非公募の考え方
①施設の設置目的を達成するため設立された団体	施設の設置時点において、当該施設の設置目的を達成するために、施設の管理運営を実施するものとして設立された団体に継続して管理運営を行わせる場合
②地域において組織される公共的団体	地域において組織される公共的団体に管理運営を行わせる場合
③市が行う事業と密接な事業を行う団体	公益法人等で施設において市が行う事務事業と密接な事業を行うものに管理運営を行わせる場合
④管理状況が良好である団体	当該年度を除く直近過去2か年の管理状況が「B」判定以上である現在の管理団体に引き続き管理運営を行わせる場合。ただし、収益施設を除く

令和 8 年度 募集施設及び募集方針

別 紙

＜令和 8 年 8 月募集施設＞

No.	地域	施設名称	現指定管理者	前回募集方針			令和 8 年度募集方針			所管課	所管委員会
				募集方法	指定期間	募集範囲	募集方法	指定期間	募集範囲		
1	高山	飛騨高山まちの体験交流館	株式会社ジェック経営コンサルタント	公募	5 年間	市内	公募	5 年間	市内	文化財課	福祉文教
2	高山	飛騨高山観光案内所	直営管理	—	—	—	公募	5 年間	全国	観光課	産業建設
3	久々野	久々野ふるさと公園	益田川上流漁業協同組合	公募	5 年間	市内	公募	5 年間	市内	都市計画課	産業建設
計 3 施設							施設数 グループ数			施設数	
							公募	(3)	(3)	総務環境	(0)
							非公募	(0)	(0)	福祉文教	(1)
							合計	(3)	(3)	産業建設	(2)

＜令和 8 年度募集（更新）しない施設＞

No.	地域	施設名称	現指定管理者	現 行			募集（更新）しない理由	所管課	所管委員会
				募集方法	指定期間	募集範囲			
4	荘川	そばの里荘川	一般財団法人荘川観光振興公社	非公募①	3 年間	—	直営とするため	観光課	産業建設
5	高根	野麦オートビレッジ	野麦活性化組合	非公募②	3 年間	—	廃止予定のため	観光課	産業建設
6	国府	四十八滝公園	飛騨国府観光株式会社	非公募①	3 年間	—	現行指定期間を 2 年間延長するため	観光課	産業建設

※非公募理由は、2 頁の〈非公募に関する分類区分〉による。